

法本事発第 10 号

平成 29 年 6 月 28 日

各部門の長 殿

学校法人 田村学園
理事長 田村嘉浩



学校法人田村学園地球温暖化対策実施計画(第二次)について

標記について、別紙のとおり定め、平成 29 年 7 月 1 日から施行するので通知する。

添付書類:別紙「学校法人田村学園地球温暖化対策実施計画(第二次)」

学校法人田村学園地球温暖化対策実施計画(第二次)

次のとおり地球温暖化対策への積極的な取組みを行い、事業者として社会的責任を果たす。

1 地球温暖化対策の基本方針

学園における地球温暖化対策の基本方針を次のとおりとする。

- (1) 学園の全ての施設で使われる電気、ガス、燃料等の消費量の抑制に努め、地球温暖化対策を着実に推進する。その際、学園の教職員及び学生、生徒、園児等の全ての積極的な取組が不可欠であり、各人が積極的な役割を果たせるよう地球温暖化対策の啓発に努める。
- (2) 各部門においては、3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進に自主的に取組み、資源の再利用及び省エネルギーの推進を図る。その際、各部門の全ての教職員及び学生、生徒、園児等に対する廃棄物発生抑制と資源の有効活用意識の啓発に努める。
- (3) 本基本方針の下に実施される対策については、各主体がそれぞれ自らの対策について、その特性を踏まえ、定期的に実施状況の点検を行いその実効性を検討するとともに、対策の見直しを随時行う。そのため、学園のエネルギー使用量、CO₂ 排出量等を把握し、その動向について分析・評価し、地球温暖化対策実施計画の実効性を確保する。

2 温室効果ガス排出量削減目標

学園の地球温暖化対策実施計画(第一次)においては、「温室効果ガスの排出量がやむを得ざる事情がない場合には対前年度減となり、更に毎年逐次低減させることに努める」を目標としていたが、この目標については概ね達成している。(平成 24(2012)年度に平成 20(2008)年度比で 2.5%減)

引続き最大限の努力を行うため、実施可能なあらゆることを行う基本姿勢で電気やガスの無駄遣いをやめるといった省エネルギー対策を徹底して行うとともに、得られる CO₂ 排出係数を用いた温室効果ガスの排出量がやむを得ざる事情がない場合には対前年度減となり、更に毎年逐次低減させることに努めることとする。

3 具体的施策

地球温暖化対策実施計画(第一次)を策定後の情勢の変化を踏まえ、一部見直しを実施し、次の施策を励行する。

(1) 温室効果ガス排出量の定期的な把握

ア 各部門において、電気、ガス、燃料等の使用に伴う毎月の使用実績を把握する。

イ 年度ごとに使用実績を前年度実績と比較し、増減要因分析を行い、その結果を各部門で温室効果ガス排出量削減の施策に反映する。

ウ 法人本部は、電気、ガスの年度の使用実績を理事会・評議員会に報告する。

(2) 冷房の適正な温度管理等

やむを得ざる事情がない場合、学園内の冷房は 28 度以上に設定する。27 度以下にする必要性がある場合は、極力、短時間の稼動に努める。

(3) 暖房の適正な温度管理等

極力、エアコンの使用を自粛するとともに暖房する場合の設定温度を 20 度以下とし、やむを得ざる事情があつて 21 度以上とする場合には、極力、短時間の稼動に努める。

(4) 電源を切るなどの消費電力の削減

ア 待機電力を節減するため、一定時間、使用しない場合には主電源を切ることに努め、コンセントをこまめに抜く習慣をつける。

イ 照明機器などの電化製品の更新に当たっては、人感センサー導入可能な機器に積極的に更新する。

ウ 使用していない場合などに一定時間経過後に電源が自動的に断となる機器は、最小時間に設定する。

エ 退園時は、事務機器やパソコンの主電源を切る。また、退席時には省エネに配慮する。

オ 昼休み等における消灯やこまめな消灯の徹底

(5) 省エネマインドの育成

全ての教職員が地球温暖化防止の強い意識と節約意識を保持し、可能な限り温室効果ガス排出の原因となる元を断つための行動を習慣づける。

(6) 環境物品等のエコ製品の積極的な選択

老朽更新等における物品の調達に際しては、従来どおり良い物を安く取得することに努めることとするが、良い物の判断基準の最上位に「エコ、省エネ」を据えることとする。

(7) 省エネルギー設備導入補助金等の活用

前号において、照明、空調、ヒートポンプ、給湯器、ボイラなどの設備の老朽更新については、高効率型にすることにより省エネルギー設備導入補助金等が適用できる場合は、極力同補助金等を活用するものとする。

(8) 節水の徹底

教職員のみならず、学生、生徒、園児等にエコライフの大切さを教えつつ、水道水の無駄な使用を戒め、水道蛇口をこまめに閉める習慣をつける。ただし、衛生管理との兼ね合いに留意し、病気誘発の絶無を期する。

(9) コピー用紙の節約等による廃棄物の発生抑制等

ア メール利用、コピーの裏紙使用、メモ用紙活用等によりコピー用紙の節減に勤める。

イ 学園内のゴミを極力減らす努力を行うとともにゴミの分別を励行する。

ウ 過剰包装の拒絶等ノー包装紙運動を学園内のみならず、家庭においても実施するための啓発に努める。

(10) 公用車、スクールバス等の効率的利用

ア 車両の運行においては、アイドリングストップ又はアイドリング時間の短縮と加速時の排出ガスの抑制に努める。

イ 車両の更新に際しては、クリーンエネルギー自動車・低公害車、低燃費車(燃料消費効率の良い車)を選定する。その場合、インセンティブ付与型の施策(補助金、減税など)があればそれを適用できるように努める。

(11) 教職員に対する研修会等の啓発活動等

各部門事務長又はその代理者は、当該部門で実施すべき施策の励行状況を把握し、要すれば、改善すべき点を是正し、成果をあげる態勢の維持に努める。

(12) 学生・生徒・園児等に対する啓発活動等

ホームルーム等を利用し、授業の一環として、学生・生徒・園児等に地球温暖化対策の重要性を理解させ、社会の一員として、国のため、世界のために自らが実施できる事項を積極的に行う気概を涵養する。

(13) クールビズ、ウォームビズの実施

学園として、教職員が所定の期間、服装の概念を「省エネ」指向とすることにより、室内の温度管理を容易にする環境を整える。

ア クールビズ

5月1日から10月末日までの間、行事等特別な事情がない限り、ノーネクタイ、軽装(品位を落とすものでないもの)で差支えないこととする。

イ ウォームビズ

12月1日から3月末日までの間、行事等特別な事情がない限り、セーター等の軽装で差支えないこととする。

4 その他

本実施計画の計画期間は、特別の指示がないかぎり、平成29(2017)年度から10年間とする。